

「人権擁護委員の日」特設相談所

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

人権擁護委員ってどんな人！？



人権擁護委員は、人権擁護に理解のある人を市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱されている「あなたの街の相談パートナー」です。相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがありましたら、お気軽に御相談ください。



日程

市町村名	開設日	開設時間	開設場所
舞鶴市	6月2日(月)	9:00~16:00	京都地方法務局 舞鶴支局

お問い合わせ先

京都地方法務局舞鶴支局
電話 0773-76-0858



京都府人権擁護委員連合会
舞鶴人権擁護委員協議会



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

